

原油価格・物価高騰等対策

特例資金

※資金種類：経営安定運転特例資金／経営安定運転特例小口資金

限度額

※1
2,000万円

本人負担率

貸付から3年間 **0%**

貸付から3年経過後0.48%（小口資金は年利0.43%）

資金種類

運転・設備

返済期間

運転：7年 設備：9年
（据置1年以内含む）

信用保証料

※2
全額補助

申込期間

令和5年9月29日(金)
まで

※1 現在、経営安定運転特例資金・新型コロナウイルス感染症対策特例資金（令和4年6月30日廃止）を利用している場合（それぞれ小口含む）は、その残高と合わせて2,000万円以内

※2 信用保証料をお支払いいただいた後、区より申請書をご郵送しますのでお手続きください。

お問い合わせ先

杉並区産業振興センター
就労・経営支援係（商工相談担当）
〒167-0043 杉並区上荻1-2-1
Daiwa荻窪タワー2階
TEL 03-5347-9182 FAX 03-3392-7052



ご利用いただける方

以下の1～6の要件をすべて満たしている中小企業者で、**原油価格・物価高騰等の影響により、最近3か月（申込月の前々月含む）の売上高または最近1か月の売上高と今後2か月間（申込月の翌月含む）の売上見込が前年同期と比較して5%以上減少している方**

- ① 杉並区内に主たる事業所（法人の場合は本店登記）を1年以上有する方
- ② 杉並区内において同一の事業を引き続き1年以上営んでいる方
- ③ 申込みをする日までに納付すべき住民税（区市町村民税と都道府県民税）及び事業税（法人の場合は法人事業税と法人住民税）を滞納していない方
- ④ 信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方
- ⑤ 許認可を必要とする業種においては、その許認可を受けている方
- ⑥ 個人の場合には、主たる収入を事業から得ている方

【経営安定運転特例小口資金は以下7・8の要件も必要になります】

- ⑦ 従業員数が20人（卸売業・小売業またはサービス業（注）は5人）以下であること
（注）宿泊業・娯楽業・旅行業については、従業員数20人以下
- ⑧ 今回の申込分の融資を含めて、信用保証協会の保証付き融資合計残高が2,000万円以下であること

申込に必要な書類等

個人の方

提出書類

- ① 融資あっせん申込書（個人用）
（第1号様式（甲））
- ② 所得税確定申告書と決算書（コピー）
- ③ 資金種類該当届
月別売上高が確認できる資料
（残高試算表や売上元帳等）
- ④ 営業許可証・開設届・資格取得証等
（コピー）
※許認可や資格が必要な業種のみ
- ⑤ 同意書

確認書類（申込時に確認後、お返しします）

- ⑥ 事業主実印の印鑑証明書
- ⑦ 事業主の住民税の納税証明書
- ⑧ 個人事業税の納税証明書

持参するもの

- ⑨ 印鑑（実印）

法人の方

提出書類

- ① 融資あっせん申込書（法人用）
（第1号様式（乙））
- ② 法人税確定申告書と決算書（コピー）
- ③ 資金種類該当届
月別売上高が確認できる資料
（残高試算表や売上元帳等）
- ④ 営業許可証・開設届・資格取得証等
（コピー）
※許認可や資格が必要な業種のみ
- ⑤ 同意書

確認書類（申込時に確認後、お返しします）

- ⑥ 法人実印の印鑑証明書
- ⑦ 履歴事項全部証明書
- ⑧ 代表者の住民税の納税証明書
- ⑨ 法人事業税・法人住民税の納税証明書

持参するもの

- ⑩ 印鑑（実印）

信用保証料補助について

事業者の資金調達の負担軽減を図るため、原油価格・物価高騰等対策特例資金（小口含む）に係る信用保証料を全額補助します。

信用保証料をお支払いいただいた後に、区より申請書をご郵送しますのでお手続きください。

なお、繰上償還等により信用保証協会から保証料の返戻があった場合は、その返戻された全額を区に返還していただきます。